

別地財第171号  
令和4年1月26日

各位

一般財団法人別海町地域振興財団  
代表理事 磯田 忠雄  
(公印省略)

まん延防止等重点措置の適用に係る総合スポーツセンター施設及び社会体育施設の  
利用制限について（お知らせ）

皆様には、日頃より総合スポーツセンター施設をご利用いただき誠にありがとうございます。  
ます。

全国的に新型コロナウイルスの感染が相次ぐ中、北海道においても1月27日から2月  
20日までの期間において、「まん延防止等重点措置」の適用が決まり、また、根室管内にお  
いても感染が拡大しクラスターの発生も確認されている状況となっております。これを受  
け、別海町教育委員会より感染症拡大防止の観点から、下記期間において、別海町以外の方  
の施設利用を制限する旨の通知がありましたのでお知らせいたします。

なお、貴団体にすでに加入しておられる町外の方はご利用できますので申し添えます。  
皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

#### 記

1. 利用制限期間 令和4年1月27日（木）から令和4年2月20日（日）までの間  
※感染拡大状況によっては、延長することがあります。
2. 利用制限対象者 町外の方  
※ただし、帰省中の大学生等の施設利用については、帰省後5日間を  
目途とし、体調に変化がないことを条件とし、事前に詳細説明を受け  
ることとします。
3. 問合せ先 別海町総合スポーツセンター  
TEL 0153-75-2882  
FAX 0153-75-0418